

# 參考資料

# 認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

## 登録日本語教員



## 日本語教育機関



### 審査・認定

【第二条第一項～第四項】

<認定基準>

- ・教職員体制（登録日本語教員の配置を含む）
  - ・施設設備
  - ・課程の編成、実施方法
  - ・生徒支援体制 等
- ※具体は省令等で検討

日本語教育課程を担当【第七条】



申請【第二条第一項～第四項】

段階的に  
勧告  
→命令  
→取消し  
【第十二条・第十四条第一項】



定期報告  
【第九条第一項】  
変更届出  
【第六条第一項】



機関の基本的な情報をインターネット等により多言語で公表【第二条第五項】  
変更届出・定期報告の概要をインターネット等により多言語で公表【第六条第二項・第九条第二項】



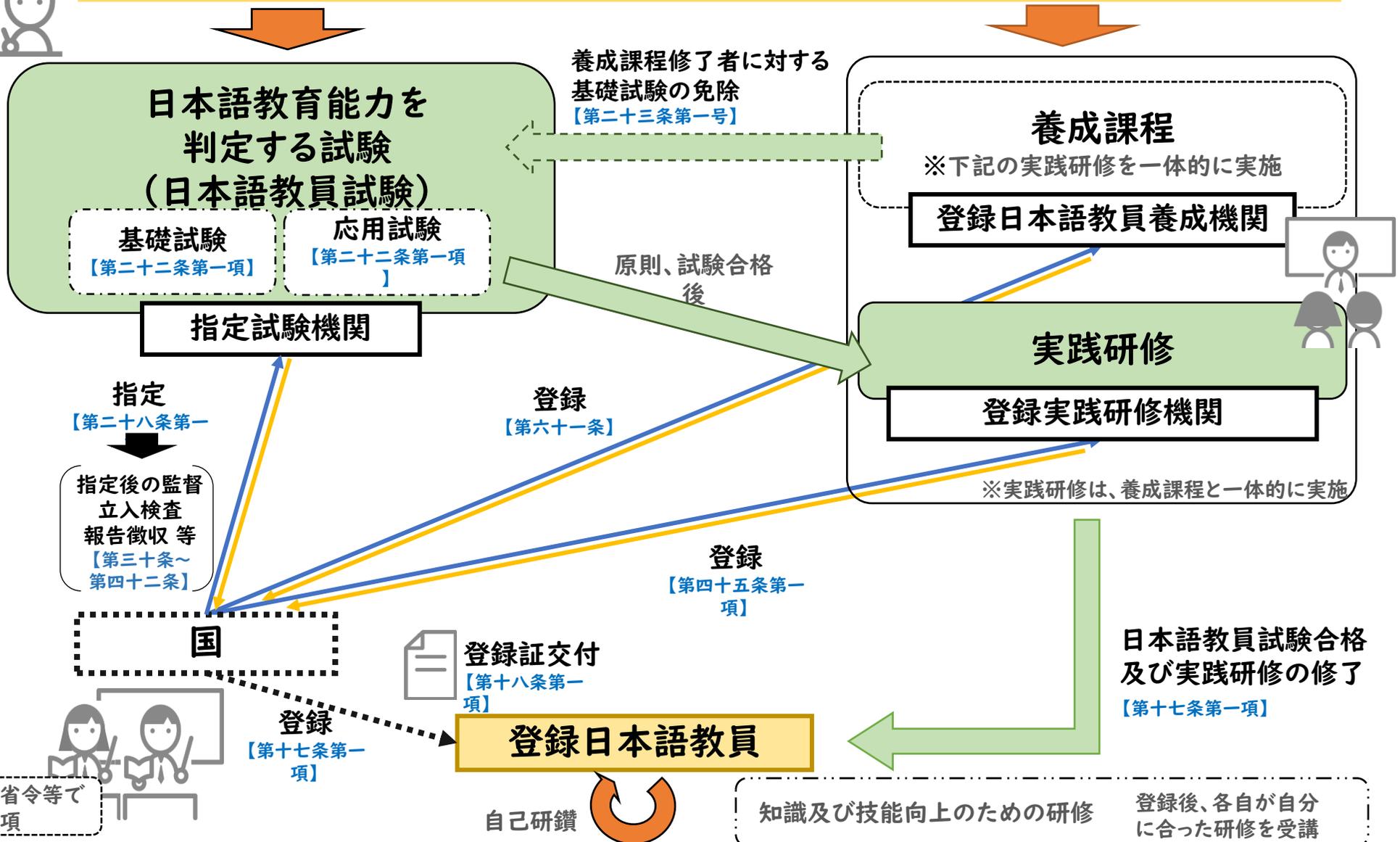
学習環境に関する情報公表、自己点検評価の結果公表【第三条・第八条】

社会（日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等）

# 認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

日本語教師を目指す者（年齢、国籍、母語を資格取得要件としない）



# 大学の非正規課程プログラムにおける認定基準の適用対象の整理



認定制度による認定を受けることを在留資格「留学」の付与の要件とする制度改正が検討されており、関係省庁との調整がなされているところ。認定基準の適用対象となるプログラムについては以下の通り整理される。一部プログラムの取扱いについては、学生の受入形態や教育の実施状況の面で多様な在り方が想定され、その実態を踏まえた上での対応が必要と考えられることから、当面は従前通りの対応とし、当該プログラム等の取扱いについては、引き続き検討を行うこととする。（令和5年度中を目途に実態把握を実施し、令和6年度中に対応方針をとりまとめることを目指す。）

設置形態	受入れ時の日本語能力水準	教育内容等の区分		具体例	右を除く留学生を受け入れるもの	短期滞在で語学研修のみを行う	交換留学生の受入れのみを行う	国費留学生の受入れのみを行う
別科 (及び別科に類する非正規生全般)	N2相当以上	—		—	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
	N2相当未満	専ら（日本語予備教育以外の）技能教育を行うもの	他言語により教育を行うもの	・英語開講科目のみで修了が可能な別科	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
			日本語による技能教育と並行して日本語予備教育も行うもの	・学部入学相当レベルの日本語能力を備えていない留学生に対する介護別科等での教育	対象範囲及び取扱いについて詳細を検討	認定不要	認定不要	認定不要
		専ら日本語予備教育を行うもの		・学部等進学向けの予備教育を行う留学生別科	認定が必要	認定不要	認定不要	認定不要
準備教育課程				・準備教育課程	認定が必要	—	—	認定不要
研究生・聴講生、科目等履修生、履修証明プログラムその他の非正規生全般	N2相当以上	—		—	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
	N2相当未満	専ら（日本語予備教育以外の）他の教育を行うもの	他言語により教育を行うもの	・英語でのコミュニケーションが一般的である研究室に属しつつ、大学院進学準備を進める研究生が受講する日本語科目の履修	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
			日本語による実技系の専門・一般教育と並行して日本語予備教育も行うもの	・学部入学相当レベルの日本語能力を備えていない留学生に対する学部・大学院等での補習教育	対象範囲及び取扱いについて詳細を検討	認定不要	認定不要	認定不要
		専ら日本語予備教育を行うもの		・大学進学や国内就職のために日本語を履修する非正規生向けの日本語教育	認定が必要	認定不要	認定不要	認定不要

※「専ら〇〇教育を行う」の目安は、修了に必要な（又は履修）授業時間数の概ね50%以上を占めるものをいう。

※「日本語予備教育」とは、進学及び就職を目的としたものも含め、簡易な程度において施される日本語教育をいう。

※ 在留資格「留学」を付与することができる課程を整理したものであり、他の在留資格を有する者の受講を否定するものではない。

※ 上記以外に整理されるもの（例：専ら日本文化理解のための専門的な研究を目的とする外国人への日本語教育等）については、別途その取扱いについて詳細を検討する。